

## よくある質問について

No	項目	質問	回答
1	特産品・土産品の定義	「特産品」と「土産品」の違いについて教えてください。	「特産品」は国内外の消費者に向けて広く販売することを目的とした商品としており、「土産品」は呉市または広島県内を訪れた観光客を対象とした商品と定義しております。詳しくは「要綱」の第2条をご覧ください。
2	専門家	専門家メンバーについて教えてください。	総合食品卸事業者や市内主要施設の販売事業者、くれ産業振興センターの元バイヤー等が専門家メンバーとして、マーケティング、OEM先の紹介など、商品開発・販売戦略を支援します。
3	交付対象事業	本補助金は食べ物以外(グッズ、工芸品等)も含まれますか。	今回は食べ物のみ対象となります。
4	交付対象事業	既存商品の見直しは対象外ですか。	既存商品の見直しも対象とします。例えば、既に販売している饅頭の形状の変更やパッケージを見直し、観光客等にとってもらえるような土産品とするというものも対象となります。
5	交付対象事業	補助対象となる事業について教えてください。	本事業の補助対象となる事業は、市場で販売等流通していないオリジナリティの高いもので、試作段階の商品を対象とします。令和7年2月28日(金)までに、開発商品の試作を完了し、事業期間中または事業終了後、1年以内に商品化が可能な事業内容で、「呉市の産品を活用した特産品または観光資源等を活用した土産品の新商品開発を行う事業」を対象とします。

No	項目	質問	回答
6	交付対象事業	他の補助金を受ける事業も対象ですか。	本補助金以外に国又は県等からの補助や委託等を受ける事業は、交付対象になりません。
7	補助対象経費	補助対象経費について教えてください。	本補助金は商品化までの経費を対象としているため、商品化以降の経費(例:商品チラシの印刷代、ECサイトの作成費等)については対象外となります。 詳しくは募集要項の「4 補助対象経費及び助成率」をご覧ください。
8	補助対象経費	補助対象経費の「開発した商品のPR・販路開拓経費」について教えてください。	例として、パンフレット・チラシ等の原版作成経費、WEBサイト作成経費(維持管理費除く)、PRイベント開催や出展に必要な経費(解錠借上料、出展料、設営装飾費、消耗品費、機材借上料、運送費)等が挙げられます。詳しくは募集要項の「4 補助対象経費及び助成率」をご覧ください。
9	選定方法	事業の選定について基準はありますか。	別に定める選定委員会にて「書類審査」を行い、予算の範囲内で5事業者を予定しています。 詳しくは募集要項の「7 支援事業の選定」をご覧ください。
10	申請書, 事業計画書等の提出方法	申請書, 事業計画書等の提出方法について教えてください。	提出については郵送または宅配便とし、運営事務局が受取可能な時間帯(9時00分～17時00分)を指定してください。 また、FAX及び電子メールによる提出は受付できませんので、ご注意ください。 詳しくは募集要項の「6 応募手続きの概要等」をご覧ください。